

議案第104号

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月16日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

支給対象となる業務の程度及び支給額を改める必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1業務の程度の項中「終日に及ぶ程度」を「半日程度」に、「7時間45分」を「4時間」に、「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 令和8年1月1日前にこの規則による改正前の杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった教員特殊業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新			旧		
<p>(教員特殊業務手当の支給額等)</p> <p>第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>			<p>(教員特殊業務手当の支給額等)</p> <p>第2条 教員特殊業務手当の支給の対象となる条例第17条第2項に規定する教育委員会規則で定める程度は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 条例第17条第3項に規定する教員特殊業務手当の額は、別表第2左欄に掲げる支給範囲に応じ、同表右欄に定める額とする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>		
業務に従事する日	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年杉並区条例第17号)に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日	業務に従事する日	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年杉並区条例第17号)に規定する週休日、休日及び代休日	その他の日
業務の程度	<p>1 半日程度 (日中4時間以上)</p> <p>2 略</p>	<p>1 正規の勤務時間に引き続き午後9時まで</p> <p>2 午前4時から午前8時まで</p> <p>3 略</p>	業務の程度	<p>1 終日に及ぶ程度 (日中7時間45分以上)</p> <p>2 略</p>	<p>1 正規の勤務時間に引き続き午後11時まで</p> <p>2 午前2時から午前8時まで</p> <p>3 略</p>
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
支給範囲		支給額	支給範囲		支給額
職員が、子供の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		日額 8,000円	職員が、子供の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げる業務に従事したとき。		日額 7,500円
1 及び 2 略			1 及び 2 略		
3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。			3 幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき。		
4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。			4 幼児に対する緊急の補導業務に従事したとき。		